

第8回総合福祉部会

日時：2010年10月26日（火）13：00～17：00

会場：厚生労働省低層棟・講堂

第9回総合福祉部会

日時：2010年11月19日（金）13：00～17：00

会場：厚生労働省低層棟・講堂

会議情報・資料・動画配信について（厚生労働省HPのリンク）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

1. 主な内容

（1）作業チームについて

①作業チーム開催時の部会の進め方について

- ・13：00～14：00 全体会
- ・14：00～17：00 作業チーム

・作業チームは何かを決める性質のものではないため、傍聴者等への資料配布、インターネット動画による公開はなし。

②部会作業チーム・合同作業チームの検討について

- ・今後の予定も含めて説明があった。
- ・第1期作業チーム（10月～12月）
12月～1月 第1期作業チームまとめ
第11回総合福祉部会（2011年1月25日）において各チームの報告、質疑応答を行う。
- ・第2期作業チーム（2011年2月～4月）
チームの概要

【部会作業チーム】※①は第1期より継続、②～⑤は新規。

- ① 障害の範囲と選択と決定 - 選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）
- ② 地域移行
- ③ 地域生活の資源整備
- ④ 利用者負担
- ⑤ 報酬や人材確保等

【合同作業チーム】※第1期より継続

- ① 就労（労働及び雇用）
 - ② 医療（第1期／精神中心、第2期／その他の医療）
 - ③ 障害児支援
- ・第2期スケジュール
12月 各チーム座長名（案）承認 → 2011年1月 構成員所属希望アンケート
2011年2月～4月の開催とする。→5月に各チーム報告、質疑応答を行う。

(2) 全国障害児・者実態調査について

①在宅障害児・者実態調査について

- ・ホームページでのパブリックコメント、関係者・団体へのヒアリングを経て、研究班で検討した。
- ・今年度は試行調査として副題を「生活のしづらさ調査」とし、郵送と訪問調査を行う予定。平成 23 年度は調査方法を要検討。

②施設入所者・入院の方を対象とする実態調査について

- ・午前中に検討会が行われ、施設入所者・入院の方を対象とする実態調査を実施する必要である旨、合意があった。
- ・調査実施にあたっては(総合福祉部会)研究者委員で構成する研究会を立ち上げ、調査の内容や実施方法について検討する。
- ・来年度パイロット調査を行い、再来年度に本調査を行う予定。

(3) 障害者自立支援法改正案関連 (第 9 回)

- ・岡本政務官の挨拶の中で、障害者自立支援法改正案に関する動きに関連して、「新法(総合福祉法)は平成 24 年国会提出、25 年制定の方針は何ら変わらない」と明言された。
→構成員より、「総合福祉部会より提出された「4つの課題」はどのようになっているか」質問があった。それに対し、岡本政務官からは「政務三役を中心に話し合っている」との回答があった。
- また、厚生労働省 中島企画課長よりも「今回の議員立法(障害者自立支援法改正案)については厚生労働省として関知するものではない。厚労省としては総合福祉法制定に向けて取り組んでいく主旨の発言があった。

2. 主な意見(特に聴覚障害者、コミュニケーションに関して・その他)

(1) 「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」作業チーム(西滝構成員所属/第 8 回)での主な内容

①□ 地域生活支援事業(総論)

- ・地域生活支援事業は、できるだけ個別給付・義務的経費化し、自治体の裁量として残す方がよいものは残す方向でまとまった。

②コミュニケーション支援、移動支援について

- ・西滝構成員/手話通訳は対個人と対大勢とが想定され、公的な保障が必要。総合福祉法でもコミュニケーション保障ができる必要があり、個人負担はなくすべき。
- ・コミュニケーション支援と移動支援については基本的権利の保障であり、自治体の裁量には馴染まないものであるとまとまった。

(2) 「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」作業チーム(第 9 回)における議論より

- ・コミュニケーション支援事業の利用者負担について、他の福祉サービスとの整合性を考え、国民が納得できるようにする必要がある。
- ・コミュニケーション支援事業のサービス提供者が少なく、突発事項の対応のためにも、通訳者の登録制、契約が必要と考える。また、手話を学習したい人が多いにもかかわらず

ず、その人材が聴覚障害者に届いていないのではないか。

- ・ 盲ろう者通訳と移動支援については義務的経費とし、最低賃金や利用時間を決める必要がある。また盲ろう者通訳は都道府県派遣とすべき。
- ・ 西滝構成員／コミュニケーション支援事業について、現行の枠組みで個別給付へ変えるのは難しい。

利用者負担について、例えば手話通訳者はろう者だけでなく、相手の健聴者も、双方とも必要である。したがってろう者が費用を負担するのはおかしい。

また、手話通訳者の広域派遣については、聴覚障害者情報提供施設が核となった公的な派遣システムの確立が必要。

- ・ 利用者負担は無料にすべき。しかし公費で無制限で負担するのは現実的ではないので、基準を設ける必要はある。
- ・ 西滝構成員／新法の仕組みとして、個別給付になると障害程度区分やサービス料で判断される。「〇時間×回数」ではなく、申し出があれば派遣できるシステムが必要
- ・ 障害程度区分の基準は必要だが、今の区分は問題。
- ・ 利用者負担0については、国民の理解と合意が必要。
- ・ この作業チームはあくまでも福祉サービスにおける議論のうえで意見を整理すべき。

福祉サービスの中で対応すべき最低ラインを設け義務的経費にする。その福祉サービスの基盤のうえに、さらに教育・雇用・人権などの観点から必要なサービスを二段階で重ねていくような要望ができればと考える。

3. 今後の予定

第10回：12月7日（火）（全体会・作業チーム）、

第11回：2011年1月19日（金）、第12回：2月15日（火）

会場は厚生労働省・講堂の予定。

4. 西滝構成員所感

総合福祉部会のミーティングの印象として、ベースに自立支援法があり、そのサービス内容やあり方から脱皮できないように思っています。当初コペルニクスの転換を目指した改革推進会議総合福祉部会ですが、だんだんと声が小さくなるようです。人としての尊厳・平等・生存権保障を大前提におくこと、それを出発点とする議論がほしいです。

コミュニケーション保障についても「福祉」レベルでは保障のあり方が「サービス提供」論になりがちです。私たちが築いてきた公的保障制度に立脚した観点からさらに「情報・コミュニケーション法」制定による形で花を咲かせていきましょう。そのためにも「ウイ・ラブ・コミュニケーション」パンフレットの普及の規模を広げスピードを上げていきましょう。